

報告事項「傍聴人の発言について」

傍聴人心得（改正前）

海上の森運営協議会（以下「協議会」という。）を傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- 1 協議会開催中は、静粛に傍聴すること。
- 2 のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 3 協議会における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 4 談話をし、又は騒ぎたてるなど協議会の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 会場において、携帯電話は電源を切るかマナーモードにすること。
- 7 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りではない。
- 8 その他協議会の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(注) これらの事項を守らない場合、その他座長の指示に従わない場合には、退場していただく場合があります。

傍聴人心得（改正後）

海上の森運営協議会（以下「協議会」という。）を傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- 1 協議会開催中は、静粛に傍聴すること。
- 2 のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 3 協議会における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 4 談話をし、又は騒ぎたてるなど協議会の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 会場において、携帯電話は電源を切るかマナーモードにすること。
- 7 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りではない。
- 8 議事終了後、傍聴人は、座長の許可を得て発言することができる。ただし、特定個人や団体を詰問したり、糾弾したりするような発言をすることができない。また、発言に対する応答や議論等はしないものとする。
- 9 その他協議会の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(注) これらの事項を守らない場合、その他座長の指示に従わない場合には、退場していただく場合があります。